

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求について
の動議

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、次の事項についての監査を
求め、その結果の報告を請求したい。

よって、これを動議として提出する。

平成27年6月30日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	島	寛	弘
同	同	上	岡	田	和	則
賛成者	同	上	中	澤	克	之
同	同	上	松	中	健	治

記

1 監査を求める事項

鎌倉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例に基づいて、職務専念義務の免除に係る事務について

2 監査結果の報告期限

平成27年9月1日

3 監査の方法

総務省が、平成18年1月24日に発出した「総行公第9号・総財公第8号 職員団体及び労働組合の活動に係る職務専念義務の免除等について(通知)」(以下、通知)においては、地方公務員法第55条の2第6項の規定により定めた条例はあくまで地方公務員法に基づく職員団体のための活動に係るものであり、労働組合のための活動には適用されないことに留意されたい。と示されている。しかしながら、鎌倉市においては総務省に対する回答では、鎌倉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(以下、ながら条例)を準用して、単純労務職についても職務専念義務の免除を決定していたとしており、現在も同様の手続をとっている。しかしながら、通知に示されている通り、単純労務職で組織する鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は、労働組合法の適応を受ける労働組合であり、当該労働組合との交渉は地方公務員法に基づく交渉ではない。この交渉時において、ながら条例に基づいて職員に給与を支払っていたことについては、本6月定例会平成27年6月17日の一般質問の答弁において、鎌倉市長も、違法の可能性があると認めたところである。通知を平成18年に認識していながら、現在にわたって是正措置をとらずに違法の疑いのある手続を行い、給与を支払っていたことについて、違法性、不当性の有無等の監査委員としての見解を明らかにされたい。

また、地方公務員法逐条解説では、そもそも地方公務員法に基づく職員団体と労働組合法に基づく労働組合の混合した交渉は、地方公務員法にも労働組合法にも該当しない交渉であると示されており、本解説については、当市総務部長も否定する立場にないとの見解を平成27年6月16日の一般質問の答弁で明らかにしている。よって、鎌倉市と鎌倉市職員労働組合並びに鎌倉市職員組合現業職員評議会混合によるいわゆる交渉は、地方公務員法に該当する交渉ではなく、この交渉について、地方公務員法を根拠に制定されたなが

ら条例を適応し、職務専念義務を免除し、給与を支払っていたことについても疑義があるところである。よって、あわせて監査委員としての見解を明らかにされたい。

以上について、監査委員は必要な措置をとられたい。